

見晴らし坂行政書士事務所報酬・手数料など(2022年9月20日現在)

旅館業・民泊関連	住宅宿泊事業法(東京23区内1物件あたり)	事前調査費含む	200,000～
	住宅宿泊事業法(消防設備適合通知書必要自治体)		250,000～
	住宅宿泊事業法管理業者登録(宅建業認可済事業所)		200,000～
	住宅宿泊事業法管理業者登録(有資格者での登録)		300,000～
	東京都大田区など戦略特区の場合		250,000～
	特区民泊用短期賃貸借契約書・宿泊約款作成		30,000～
	各種宿泊業許認可関連図面作成		100,000～
	旅館業法営業許可(ホテル旅館営業・簡易宿所営業)		350,000～
	建築基準法・都市計画法・消防法令等公法制限の事前調査	交通費別途	50,000～
	消防法令上の各種届出(実査立ち合いあり)	交通費別途	60,000～
	建築士等の作成書類のサポート(12条5項報告書等)		50,000～
	水質汚濁防止法特定施設届出		50,000～
	自然公園法事前協議増改築等の建築関係許可申請		100,000～
	玄関帳場代替策などのコーディネイトに関する報酬	各自治体審査基準	50,000～
トレーラーハウス等特殊物件による許認可加算	建築・土木官公署対策	50,000～	
外国人関係	帰化許可申請	法定費用等別途	100,000～
	身分関係手続	”	100,000～
	在留資格認定証明書交付申請	”	50,000～
	在留期間更新許可申請	”	50,000～
	永住許可申請	”	200,000～
	再入国許可申請	”	50,000～
	資格外活動許可申請	”	80,000～
	特定技能ビザ(宿泊関連)	”	150,000～
会社設立	株式会社設立	登録免許税・諸費用別	60,000～
	合同会社(LLC)設立	登録免許税・諸費用別	60,000～
	NPO法人設立	登録免許税・諸費用別	60,000～
	外国人による株式会社設立	登録免許税・諸費用別	150,000～
	外国人による合同会社設立	登録免許税・諸費用別	130,000～
	日本に住所を有しない発起人、取締役等がいる場合	登録免許税・諸費用別	200,000～
	2名以上で会社を設立する場合(NPO法人除く)追加料金	1名あたり	10,000
	電子定款認証サービス	諸費用別	20,000～
	定款作成+電子定款認証サービス	諸費用別	25,000～

インバウンド ビジネス 関連許認可	風俗営業許可申請(1号～5号申請、特定遊興飲食店など)		250,000～
	深夜酒類提供飲食店営業届出		150,000～
	飲食店営業許可申請		50,000～
	古物営業許可		70,000～
	免税店の許可申請(輸出物品販売場の許可申請)		50,000～
	インバウンド関連補助金に関するサポート	成功報酬 5%～	着手金 50,000～
	旅行サービス手配業業		150,000～
	レンタカー業(自家用自動車有償貸渡業許可)		250,000～
	資金移動業・資金決済法に関する登録(金融庁・内閣府)		1000000～
不動産関連	宅地建物取引業(新規・知事免許)		100,000～
	宅地建物取引業(新規・大臣免許)		120,000～
	宅建業免許 更新 知事免許		70,000～
	宅建業免許 更新 大臣免許		50,000～
	各種変更届		30,000～
	賃貸住宅管理業		50,000～
建設業関連	建設業新規許可申請(都道府県知事)		150,000～
	建設業新規許可申請(国交省大臣)		250,000～
	更新許可申請		150,000～
	決算変更届(経審なし)		30,000～
	各種変更届出		50,000～
自動車登録関 連	車庫証明		6,000～
	自動車登録(新規登録)		2,500
	自動車登録(移転・変更登録)		3,500
	950登録 連結検討		10,000～
	丁種出張封印	23区内	15,000～
顧問契約・セ ミナー講師	法人顧問契約(6か月契約後各種許認可報酬最大20%オフ)	最低6か月間契約	50,000～
	セミナー講師(パワーポ作成・書類配布なし)	1時間(交通費等別)	50,000～
	事務所・又は訪問での面談	1時間(交通費等別)	10,000

★上記の報酬は、当事務所の主要業務の標準報酬額を記載しておりますが、案件の内容、規模や必要となる業務量、難易度等により費用の増減が生じることがあります。一応の基準・目安とご理解ください。

★印紙代、法定費用等、郵便代、謄写代及び交通費等は、実費ですので費用には含まれておりせん。

別途の請求となります。なお、費用は、税別となっております。

交通費基準は、品川区大井町発としてカウントさせていただきます。

#### 【通常の費用のお支払い方法】

民泊案件の場合は、事前調査費＋登録手数料を事前に頂きます。

それ以外の業務の報酬・費用のお支払い方法に関しましては、ご依頼契約完了後に費用全額、または費用の3分の2以上を着手金として、当事務所指定銀行口座に振り込みをお願い致します。

入金を確認しました後に仕事に着手いたします。なお、ご相談の上、分割払いも対応致します。

また、登録免許税等の実費につきましても、事前にお預かりしております。

#### 【返金ポリシーにつきまして】

依頼者様のご都合での案件の依頼を中止された場合、案件が殆ど終了しているときは費用の全額の負担をお願いいたします。

入国管理関連の業務や風営法関連の業務につきましては、全額を前払いになる場合がございます。